

平成 25 年第 2 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 25 年 2 月 18 日（月）午後 1 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■議案

- 議案第 1 号 松阪市教育委員会委員長の選任について  
議案第 2 号 松阪市教育委員会委員長職務代理者の指定について  
議案第 3 号 松阪市立学校における学校運営協議会の設置及び運営  
に関する規則の制定について  
議案第 4 号 松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について  
議案第 5 号 松阪市立幼稚園管理規則の一部改正について

- 報告事項 1 第二次松阪市子ども読書活動推進計画の策定について  
2 第 6 回美し国三重市町対抗駅伝について（結果）  
3 体罰に関する調査について  
4 児童、生徒の問題行動等について

委員長 それでは、議案第 1 号「松阪市教育委員会委員長の選任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

委員長 委員長の選任につきましては、松阪市教育委員会会議規則により、無記名投票により行うこととなっておりますが、委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができるとありますので、指名推薦による選任を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 （異議なし）

委員長 異議なしということでございますので、指名推薦による選任を行います。

委員 長谷川委員を委員長に推薦します。

委員長 長谷川委員を推薦するというご意見ですが、ご異議ございませんか。

委員 （異議なし）

委員長 異議なしということで皆様のご承認をいただきましたので、長谷川委員を委員長と決定いたします。

次に、議案第 2 号「松阪市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を事務局から説明をお願いします。

事務局 （説明）

委員長 それでは、松阪市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。委員長と同

じように指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 異議なしということですので、指名推薦による指定を行います。

委員 長島委員を委員長職務代理者に推薦します。

委員長 長島委員を推薦するというご意見ですが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

委員長 異議なしということで皆様のご承認をいただきましたので、長島委員を委員長職務代理者と決定いたします。

それでは、新委員長、新委員長職務代理者にごあいさつをお願いしたいと思います。

(新委員長、新委員長職務代理者の就任のあいさつ)

委員長 次に、議案第3号「松阪市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について」を議題といたします。なお、議案第4号「松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について」議案第5号「松阪市立幼稚園管理規則の一部改正について」も関連する議案ですので、一括して提案していただきます。事務局から説明願います。

事務局 (説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 第4条で「協議会の委員は15人以内とし・・・」とあり、当該指定校の校長、教職員等となっています。この方たちも特別職の地方公務員を兼ねるということになるのですか。また、第6条で「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。」となっていますが、校長が互選で会長になるということもあるのですか。

第16条の校区コミュニティ・スクール連携協議会は、松阪独自の取り組みということですが、中学校区は、例えば平成町は、小学校のときは中部中校区ですが中学校になると西中に行くということで校区が違うことになります。そのあたりの住み分けはどうするのですか。

事務局 第4条の件ですが、教職員はもともと公務員なので兼ねるということにはなりません。第6条の件ですが、会長が校長ということはないです。会長は、地域の方か保護者の方になっていただき、校長が説明をするということになります。校区が二つになる場合ですが、他の市町村でもそのような事例があります。該当の学校で協議をしながら検討していくことになります。当初の予定は、6年間で3中学校区で実施することを検討しています。

委員 校長が会長にならないというのは理解していますし問題ないと思いますが、過去になかったからということだけの理由ではどうかなと思いましたので質問しました。

委員 まず、3中学校区をモデル的にやってみて、それから横展開していくということですか。それと、4条の委員のところですが、1～6までで該当する方を教育委員会が任命して任に当たっていただくということですが、割合はどのようになりますか。例えば、同じ校区でも規模の大小もあると思いますので、教職員の方がどれくらいとか、行政の方はどれくらいとか決めた中で任命するのですか。

事務局 15人以内と規定していますので、その中で学校ごとに検討していきます。15人以内としたのは、あまりに大きくなってはいけないということです。合議制の会議なので、地域の特徴を踏まえた人員選定が、できるだけ弾力的に可能になるようにということで15人にしました。一般的には、在籍する児童生徒の保護者が多くなるかと思えます。

教育長 2年間鎌田中学校区をモデルとしてコミュニティ・スクールのありかたを実践研究してきました。来年度からいよいよ正式にコミュニティ・スクールとしてスタートさせるために、その根拠となる規則を制定しようということで今回提案しています。松阪に12中学校区があり、今後どうしていくのかという問題ですが、2年間鎌田中学校で実践研究してきて、ようやく地域の方、保護者の方に知ってもらいました。もっとスピード感をもってすべきだという議論もしていますが、6年間3中学校区で実績を積んで、そこまでいけば後はすんなりいけるのではないかと思っています。進捗状況を踏まえて提案していきます。3～4ページに全国の指定状況がありますが、三重県の場合、鈴鹿市が特に多いです。ここにあるのは、試行期間があつて本格実施になるというような手順を踏んでやっているわけではありません。鈴鹿では、市内全部を指定してやっています。先ほど説明したような、コミュニティ・スクールの意義とか役割とかをしっかりと協議しながら進んでいるかというところとそうばかりではありません。指定をして研究しながら進めているという状況です。形を早く作って進んでいるところと、どんな準備をするべきかということを細かく検討していきながら本格実施していくところとあります。国は、1万校にひろげて、近い将来に全ての学校に広げたいと考えているようです。地域と学校の間を再構築していこうということで、コミュニティ・スクールはこれからも広がっていくだろうと思います。松阪の場合は、鎌田中学校区で2年間試行していただいて、今後もう少し広げていけばどうかという構えでいます。

委員 国は1万校にしていくということですが、そのことで、交付税とかはおりてくるのですか。

事務局 運営に関する予算ですが、本市の場合、委員の方にはご迷惑をおかけしていますがボランティアということで無償になっています。今、研究として一人

国の予算である委託金で働いていただいています。地方交付税の積算基礎には入っていないようですが、再度確認します。

教育長 財政的な措置もとっていかないと難しいと思いますが、運営協議会自体が財源を確保するということができます。例えば、地域から寄付金を集めたり、ファンドのようなものを作ったりとかの方法もあると思います。講師を採用するとか、介助員を採用するとかの財源も必要になりますので、そういうことも視野に入れた研究も進んでいます。今年の文科省の資料では、5年間で3千校としています。

委員事務局 鎌田中をモデルとしている中で、具体的にどんな状況か教えてください。  
1年目は、運営協議会の構成を準備しました。それぞれの委員の方が熱心に議論をされました。ここにありますように「熟議」をしていただきました。どういう形で鎌田中学校をよくしていこうか、第四小学校を、港小学校をよくしていこうかという議論をしていただきました。学校支援ボランティアで読み聞かせのボランティアをしていただいたり、家庭の授業でボランティアの方に入っていて実習をしていただいたり、登下校での安全確保など、松阪市全体で約830人が学校支援地域本部事業のボランティアとして登録していただいています。第四小では、土曜日の学習を始めました。先日、PTAと教育委員会と教職員の協議会で、鎌田中のPTA会長が、学校が随分落ち着いたと発言されました。コミュニティ・スクールで地域の意見を取り入れて学校を改善していった。教育委員会も支援していました。2年目ということで、学校支援コーディネーターという形ができてきましたので、来年度はさらに学校教育に地域の方々の協力をいただいて、学校からは、地域に情報を発信していくということをしていきます。そういう基盤ができつつあります。それぞれの地域、校区の状況に応じた教育活動を展開していくということを教育委員会としても支援していきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

委員 (なし)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

委員 (なし)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第3号から5号を一括して採決してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 議案第3号、議案第4号、議案第5号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号は可決いたしました。

議案が終わりましたので、報告事項に入ります。報告事項1から4を事務局より説明願います。

事務局 (報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

【報告事項3】

委員 体罰の件で、「苦痛を与える」ということについて、体罰というのはハラスメントの一部で肉体的な苦痛の部分ですが、例えば言葉によって特定の児童生徒を追い詰めるということもあります。みんなの前で明らかに辱めるということで苦痛を与えるということもあります。あるいは差別的な扱いもあります。体罰ではないが耐えがたい苦痛を与えることがあります。場合によっては自殺に結びつくことがあるかもしれません。体罰に限らず理不尽な苦痛を与えないことの配慮や実態というのはどうでしょうか。

事務局 精神的な部分も一括して報告を受けています。報告を受けた中で、配慮に欠ける言動とか、児童生徒に過度な精神的プレッシャーを継続的に与える、アイデンティティーや人格を無視したような言動など、行き過ぎた指導として学校長と教諭を呼んで嚴重注意した事案もあります。今回は、国の調査もかかわっていますので、そういった部分も入れながら各学校で調査します。各学校でのアンケート調査を見ますと、「人から言われていやなことはありましたか。」というようなことを取っ掛かりとして調べている場合もありますので、そういうところを充実していきたいと考えています。国の調査では肉体的な苦痛という表現ですが、松阪市教育委員会としては、精神的な部分も合わせたところも指導していきたいと考えています。

委員 体罰ということが連日メディアで流されていますが、これまでの体罰というのはスポーツ系のことが多いと認識しています。教育委員会は、小中幼稚園ですが、高校のように成績を上げることを目的としたもの、あるいは小学校でも少年野球とかありますが、今回の調査は、学校活動でのことで、校外活動で保護者の方などが監督に入っただけの体罰などは入っていないのですか。

事務局 校長に保護者から社会体育での相談もあります。学校としては、そういう相談があった場合も対応してほしいと思っています。スクールカウンセラーを派遣するとか関係部局に報告するなどしています。スポーツだけでなく学習塾でもあるようです。

委員 学校の先生には感性を磨いて欲しいと思います。もちろん指導力、子どもに教える技術も大切ですが、いろんな意味で感性というのは大事だと思います。私たち大人は、待つてあげなければいけないと思います。急がせてはいけな

と思います。学校の先生たちには、そういうことを感じてもらいたいと願います。コミュニティ・スクールの成果があがって、学校の先生が気付かなくても地域の方が気付くというようなことがあればいいなあと期待しています。

委員 私たちが子どもの頃に比べると、先生たちは本当にやりにくいだらうなと思います。体罰というのは、あってはならないことだと思いますが、受け取る側がどう捉えるかで体罰になるか指導になるか大きく変わります。子どもの頃先生は絶対的な存在でした。世相が大きく影響していると思いますが、自信を持って教壇に立って子どもたちを指導して欲しいと思います。子どもにとって先生はひとりです。先生から見た子どもは複数います。ひとりひとりに目を注いでいただいて、子どもたち一人ひとりにあった形で指導していただければと思います。先生方が自信を持って指導していただけるように、信念を持って指導していただけるような雰囲気、家庭も地域も含めてそういった風土の熟成ということが大切になってくると思います。

**【報告事項1】**

委員 子ども読書活動の推進ということですが、これも子どもたちの教育にかかわる地域活動ですが、先ほど学校運営協議会でコミュニティのパワーを活用した子どもたちの育成という話がありましたが、これは別のものですか、それとも連携したものですか。

事務局 鎌田中学校でコアラの会というグループが読み聞かせをしていただいたりとかいうようなことも入れています。

委員長 ほかにありませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成25年3月22日（金）午後1時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長 それでは、これで第2回松阪市教育委員会定例会を終わります。